

# 東京医療保健大学総合研究所の組織及び運営に関する要綱

令和2年10月21日

## (目的)

第1条 この要綱は、学則第58条第2項の規程に基づき、東京医療保健大学 総合研究所（以下、「研究所」という）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (研究所の活動理念)

第2条 研究所は、建学の理念及び東京医療保健大学ビジョンに則り、全学横断的な体制で先進的な研究活動を行うものとする。

## (研究所の組織)

第3条 研究所に所長を置き、学長をもって充てる。

- 2 研究所に副所長1名を置き、専任の教授から所長が任免する。
- 3 研究所が取り組む研究課題（以下、プロジェクトという）ごとにユニット長1名を置き、教育職員から所長が任免する。
- 4 プロジェクトごとに副ユニット長1名及び研究員を若干名置くことができる。この副ユニット長及び研究員は、教育職員、事務職員、非常勤講師、共同研究員（東京医療保健大学共同研究取扱規程第5条第1項に基づき理事長が受け入れを決定したものをいう）、本学の関連医療機関の職員の中から、当該プロジェクトのユニット長の推薦にもとづき、所長が任免する。

## (研究所運営会議)

第4条 研究所に、研究所運営会議を置く。

- 2 研究所運営会議は、次のものをもって構成する。
  - (1) 所長
  - (2) 副所長
  - (3) ユニット長
  - (4) 事務局長
  - (5) その他所長が必要と認めたもの
- 3 研究所運営会議は、次の事項を審議する。
  - (1) プロジェクトの設置及び廃止に関する事
  - (2) 研究を推進するための行事の開催に関する事
  - (3) 研究成果の公開に関する事
  - (4) 研究成果の知的財産管理に関する事
  - (5) その他研究所の運営に関する重要事項

## (研究資金の獲得)

第5条 ユニット長は、研究を遂行するため、研究資金の獲得に努めるものとする。

- 2 前項による研究資金の応募において、所長は、推薦状の提供等の便宜を図る。

## (庶務)

第6条 研究所の庶務は、研究協力部が行う。

附則 この要綱は、令和2年10月21日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。